

平成 23 年度事業報告

◎ 当年度の重点目標を、

1. 国保関連制度の改善対策
2. 保険税（料）滞納者対策
3. 共同処理業務の推進
4. 国保診療報酬審査支払業務の推進
5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進
6. 保健、医療、福祉対策の推進
7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進
8. 医師確保対策事業の推進
9. 介護保険関連業務の推進
10. 障害者自立支援給付関連業務の推進
11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進
12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

の 12 点とし、それぞれの事業を実施しました。

1. 国保関連制度の改善対策

医療保険制度の一本化の早期実現や介護保険制度の長期安定化を図るための財政支援などを強く求めている、国保中央会及び東北地方国保協議会の運動に積極的に参画しました。

市町村国保の財政基盤強化をねらいとした「国民健康保険法の一部改正法案」が第180通常国会に提出され、平成24年4月5日に可決成立しました。

その内容は、①暫定措置となっている「保険者支援制度」と、「高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業」の平成27年度からの恒久化、②保険財政共同安定化事業の対象医療費1件30万円超を全医療費に拡大、③都道府県調整交付金（県調交）の現行割合7%を平成24年度から9%に引き上げ、などとなっております。

この共同事業の拡大に伴う、激変緩和策としての県調交の増額分をどのように配分するかが課題とされています。

一方、社会保障と税の一体改革の大綱に明記された後期高齢者医療制度の廃止・見直しと、国保運営の都道府県単位化については、関係団体との調整がつかず、その決着は次年度に先送りされました。

また、特定健診受診率等が反映される後期高齢者支援金の加算・減算制度については、保険者の自助努力だけでは対応が難しい問題も根底にあることから、制度そのものの撤廃に向けて陳情運動を展開しましたが、実現までには至りませんでした。

2. 保険税（料）滞納者対策

保険税（料）収納率の年々の低下傾向に歯止めをかけるため、地元三紙による新聞広告をはじめ、テレビやラジオスポットで広報するなど、市町村で実施している収納対策への支援に努めました。

3. 共同処理業務の推進

平成23年5月に本稼働した国保中央会開発の「国保総合システム」については、県並びに市町村関係者の協力により、大きな混乱もなく運用することができました。

特に、このシステムによる市町村事務の一層の効率化を図るため、本県独自の外付けシステムを構築し、整備するとともに、市町村事務担当者の操作研修を実施するなど円滑な運営に努めました。

また、保険財政共同安定化事業並びに高額医療費共同事業をはじめ、医療費適正化関連の電算処理などの各種共同処理業務を推進し、国保財政の安定と保険者業務の補完に努めました。

4. 国保診療報酬審査支払業務の推進

国保診療報酬審査委員会並びに柔道整復療養費審査委員会と連携し、診療報酬等の適正な審査・支払に努めるとともに、国の指示により平成24年4月から実施する医療費の支払早期化に向けた準備作業に鋭意取り組みました。

また、国保総合システムを活用した事務点検・事務共助を推進するとともに、新たに縦覧・横覧点検を実施するなど、一次審査の充実・強化を図りました。

併せて、市町村が行っているレセプト二次点検業務を新たに受託し、保険者における医療費適正化対策推進の支援に努めました。

5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進

高齢者医療制度の見直しが検討されている中で、後期高齢者医療広域連合からの受託業務である医療費の審査支払業務をはじめ、各種電算処理業務、レセプト二次点検業務、第三者行為求償事務に関する業務などを適確に処理しました。

6. 保健、医療、福祉対策の推進

地域での保健活動の活性化が、ひいては国保財政の健全化に繋がることから、健康づくり推進団体である在宅保健師の会並びに保健協力員会等連絡協議会と連携し、地域に根ざした保健活動の支援に努めました。

また、県並びに関係団体の協力を得ながら、市町村の新任等保健師の育成など、市町村保健師の資質の向上に努めました。

一方、医療保険者で組織する「保険者協議会」では、特定保健指導実践者の育成や事業評価のための研修を実施するとともに、市町村における特定健診・がん検診の実施予定状況を被用者保険者に情報提供するなど、医療保険者の垣根を越えた一体的な保健事業の推進に取り組みました。

7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進

保険者からの受託業務である特定健診等のデータ管理業務、費用決済処理業務及び法定報告代行業務などを適確に処理しました。

併せて、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を図るため、がん検診との同時受診を広報するなど、保険者支援に努めました。

8. 医師確保対策事業の推進

県内自治体病院・診療所における医師不足解消策の一環として、県内の高校生が地元弘前大学医学部に一人でも多く進学できるよう、県と市町村が一体となって推進している医師修学資金支援事業については、事業開始以来7年間で169名に支援しました。

因みに、この修学生のうち、現在48名が県内で初期臨床研修を受けており、近いうちに実際に勤務できるようになるものと期待されています。

9. 介護保険関連業務の推進

県並びに市町村関係者の協力を得ながら介護給付費の審査支払業務と苦情処理業務の円滑な運営に努めました。

また、当年度は特に、例年実施している介護給付費通知作成業務のほかに、全市町村から縦覧点検支援業務を受託するなど、適正化事業の充実・強化に努めました。

併せて、介護給付適正化システムの活用と苦情処理業務の円滑な運営を図るため、市町村担当者研修会をそれぞれ開催しました。

10. 障害者自立支援給付関連業務の推進

障害介護給付費等支払業務をはじめ、受託業務である福祉・介護人材処遇改善に関する助成金支払事務については、県並びに市町村の協力を得、適確に処理しました。

11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進

市町村と年金保険者間で交換する保険料の特別徴収に関する情報の経由業務については、滞りなく処理することができました。

12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

出産育児一時金等の支払業務については、国の指導による支払早期化に対応するとともに、市町村をはじめ関係機関等の協力により、順調に運営することができました。